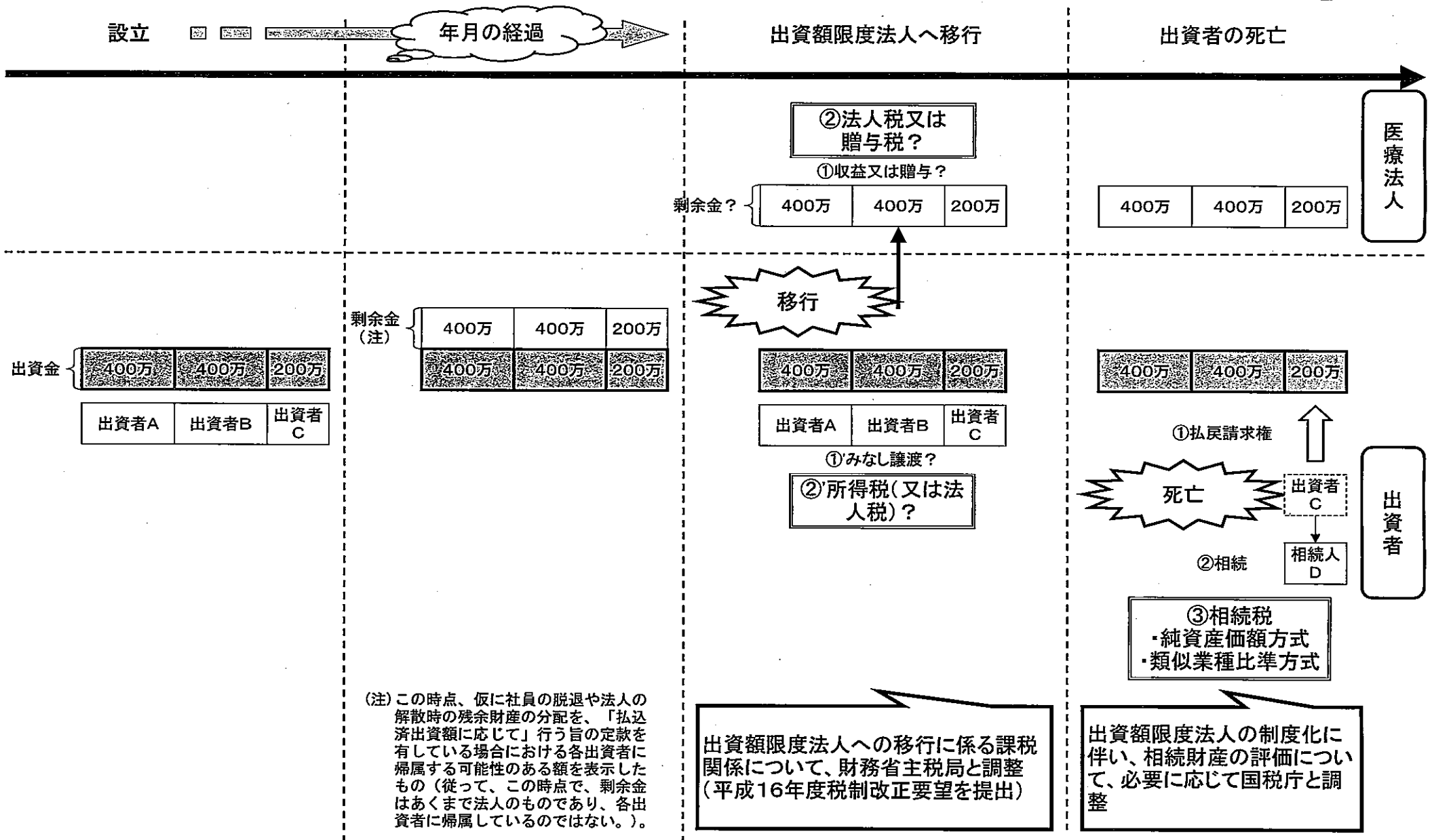


出資額限度法人に係る課税関係

資料 3



(注)この時点、仮に社員の脱退や法人の解散時の残余財産の分配を、「払戻出資額に応じて」行う旨の定款を有している場合における各出資者に帰属する可能性のある額を表示したもの(従って、この時点で、剰余金はあくまで法人のものであり、各出資者に帰属しているのではない。)